P１

社会保障審議会障害者部会

第89回（H30.3.2）資料２

補装具費支給制度における借受け導入に向けた対応状況について

１ 障害者総合支援法に規定する「借受けによることが適当である場合」を定めるため、省令を改正予定（平成30年3月末）

①身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合

②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合

③補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

（第８６回障害者部会資料にて報告）

２ 事務連絡「補装具費支給制度における借受けの導入に係る留意事項について」を発出し、自治体に周知。（平成30年1月）

※ポイント

○ 借受けによる補装具費の支給は、従来の支給決定プロセスを大きく変えるものではなく、支給決定に至るまでの過程で身体障害者更生相談所等による専門的な判断により、必要性が認められた場合に限られる。

○ 障害児・者にかかわらず、判定にあたっては、身体障害者更生相談所の専門的な判定・助言を求めることが望ましい。

○ 借受けに係る補装具費は、支給決定の初回は、購入又は修理の場合と同様に申請、判定、支給決定を行い、２月目以降は、申請者又は代理受領を行う事業者からの請求をもって、借受けに係る補装具費を毎月支給する。

○ 支給決定時に想定した期間が終了した場合は、購入が可能か、借受けを継続するかを勘案して、再度支給決定を行う。

P２

補装具費支給制度における借受け導入に向けた対応状況について

３ 厚生労働省告示「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」の改正に向けパブリックコメントを実施中（平成30年2月7日から3月8日まで）

※ポイント

○ 借受けの対象種目については、①義肢、装具、座位保持装置の完成用部品、②重度障害者用意思伝達装置の本体、③歩行器、④座位保持椅子とする。

○ 対象種目の基準額について、耐用年数の2／3を償却期間として設定し、購入基準の額／償却期間（月）を一月あたりの借受け基準額とする。

○ 完成用部品については、年度末までに完成用部品指定通知で規定する。

４ 今後の予定

平成30年3月末までには、省令・告示の改正を踏まえ、上記事務連絡の留意事項を反映させた関係通知を発出する予定。

P３

補装具費支給制度における借受け導入について平成29年9月20日第86回障害者部会資料

概要

補装具費の支給については、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「借受け」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。

障害者総合支援法の条文

第七十六条市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者

等が補装具の購入、借受け又は修理（以下この条文及び次条において「購入等」という。）を必要とする者であると認めるとき（補装具の借受けにあっ

ては、補装具の借受けによることが適当である場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条に

おいて「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る

障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

２ 補装具費の額は、一月につき、同一の月に購入等をした補装具について、補装具の購入等に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定め

る基準により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入等に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入等に要した費用の額。

以下この項において「基準額」という。）を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定

める額（当該政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。

３ 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省

令で定める機関の意見を聴くことができる。

４ 第十九条第二項から第五項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、

政令で定める。

５ 厚生労働大臣は、第二項の規定により厚生労働大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。

６ 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

具体的内容

（補装具の借受けによることが適当である場合について）

①身体の成長に伴い、補装具の短期間での交換が必要であると認められる場合

②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合

③補装具の購入に先立ち、比較検討が必要であると認められる場合

P４

補装具費支給制度における借受けにおいて対象となる種目について

平成29年9月20日第86回障害者部会資料

補装具費支給制度における借受けついては、以下の種目を対象とする。

場面

成長への対応

対象種目等

●座位保持装置の完成用部品のうち、「構造フレーム」

座位保持装置･･･自力で座位姿勢を保持できない方等が安定した座位を保持するための用具

●歩行器

歩行器･･･歩行機能を補うため、移動時に体重を支える用具

●座位保持椅子

座位保持椅子･･･姿勢を保持することが困難な障害児が日常生活の中で使用する用具

場面

障害の進行への対応

対象種目等

●重度障害者用意思伝達装置（本体のみ）

重度障害者用意思伝達装置･･･重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者が意思の伝達

を行うための用具。

※運動機能は低下するが言語の獲得によりスキルが向上する場合があることに留意する。

場面

仮合わせ前の試用

対象種目等

●義肢、装具、座位保持装置の完成用部品

完成用部品･･･義肢装具および座位保持装置を完成させるのに必要な部品

義肢･･･上肢又は下肢に欠損のある方の欠損を補完し、又は失われた機能を代替するため

の用具。義手、義足。

装具･･上肢若しくは下肢又は体幹の機能に障害のある方の機能を回復させたり低下を抑制

したその機能を補完したりするための用具。

• 借受けは、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関等によりその必要性を判定した上で、支給を決定。

• 障害児の申請については、身体障害者更生相談所の助言を求めることが望ましい。

• 対象となる種目は補装具告示第１項に規定するいわゆる「特例補装具」を除く。

• 補装具のうち、申請前の訓練において使用される種目については、医療保険と補装具費支給制度の関係性について整理が必要であり、継続して検討。

• 当面は上記の種目を対象とするが、将来的な対象種目等については引き続き検討。

P５

事務連絡

平成３０年１月１６日

各都道府県障害福祉主管部（局） 御中

障害保健福祉部企画課

自立支援振興室

補装具費支給制度における借受けの導入に係る留意事項について

日頃より、障害福祉行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17 年法律第

123 号。以下「法」という。）に規定する補装具費支給制度においては、平成30 年４月より、

借受けが導入される予定です。具体的な対応については、開始までに補装具の種目、購入又

は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18 年厚生労働省告示第528 号。以下

「告示」という。）を改正及び関係通知等を発出する予定にしておりますが、現時点で想定

している対応について、別紙にまとめましたので、各都道府県におかれましては、これらを

踏まえ、着実な準備を進めていただくとともに、この旨を管内の市町村(特別区を含む。以

下同じ。)に周知し、管内の市町村における運用が円滑に実施されるよう、助言等の支援を

お願いいたします。

併せて、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関及び保健所に情報提供いただくよ

うお願いいたします。

P６

（別紙）

１ 借受けの基本的な考え方

補装具は、身体障害者の身体状況に応じて個別に身体への適合を図るよう製作されたものを基本としていることから、購入を原則としているところである。今後もこの考え方は維持していくこととしており、改正障害者総合支援法においては、借受けについて、「借受けによることが適当である場合に限る」と規定している。

具体的には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号）（以下「障害者総合支援法施行規則」という。）で定めることとしており、①身体の成長に伴い、補装具の短期間での交換が必要であると認められる場合、②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合、③補装具の購入に先立ち、比較検討が必要であると認められる場合、と規定する予定である。

借受けによる補装具費の支給にあたっては、支給決定プロセスを大きく変えるものではなく、身体障害者福祉法第９条第７項に定める身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）等による専門的な判断により、必要性が認められた場合に限られるものであることにご留意願いたい。

２ 都道府県、更生相談所、市町村の役割

（１）都道府県の役割

都道府県にはこれまでも、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他の必要な援助を行うとともに、各市町村の区域を越えた広域的な見地から実情を把握するよう、また、更生相談所が技術的中枢機関としての業務が遂行できるような体制整備に努めるよう、平成18 年９月29 日障発第0929006 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「補装具費支給事務取扱指針について」（以下「指針」という。）において規定しているところである。借受けについては、更生相談所等による専門的な判断が欠かせないことから、より一層市町村と都道府県の連携強化に努めていただくようお願いする。

（２）身体障害者更生相談所

更生相談所にはこれまでも、補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の相談機関として、補装具の専門的な直接判定、市町村への技術的支援、補装具費支給意見書を作成する医師に対する指導、補装具の販売又は修理を行う業者（以下「補装具業者」という。）に対する指導及び指定自立支援医療機関、児童福祉法第19 条の規定に基づく療育の指導等を実施する保健所（以下「保健所」という。）、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26 年法律第50 号）第５条第１項に規定する指定医療機関（病院又は診療所に限る。）に対する技術的助言等を行うよう、指針において規定しているところである。借受けは更生相談所等による専門的な判断により必要性が認められる場合に限られるものであり、「１ 借受けの基本的な考え方」で示したとおり障害者総合支援法施行規則に規定する予定の「借受けによることが適当である場合」に照らして、

P７

必要性を適切に判断するようお願いする。

また、借受けは新たな対応であり、参考となる対応事例が少ない状況にあることから、今後制度を円滑に運用するためにも、厚生労働省としても事例を収集し情報提供する必要があると考えているため、各更生相談所間で情報共有を図り、事例を積み重ねる等によりご協力いただくようお願いする。

（３）市町村

市町村にはこれまでも、補装具費支給制度の実施主体として、補装具費の支給申請に対して適切に対応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本構造等について十分に把握するとともに、申請者が適切な補装具業者を選択できるような情報提供、更生相談所及び補装具業者との情報共有等を行うよう、指針において規定しているところである。

借受けは、購入、修理と同様、市町村が支給決定を行うので、「１ 借受けの基本的な考え方」で示したとおり、障害者総合支援法施行規則に規定する予定の「借受けによることが適当である場合」に照らして、適切に支給決定を行うようお願いする。支給決定にあたっては、更生相談所との連携が重要であることから、より一層更生相談所との連携を図るようお願いする。

３ 借受けの対象となる種目、基準額等について

借受けの対象となる種目については、①義肢、装具、座位保持装置の完成用部品、②重度障害者用意思伝達装置、③歩行器、④座位保持椅子、を想定しているところであり、基準額等については、購入、修理と同様、告示で規定することとしている。他の改定内容と併せて平成30 年3 月末の公布を予定しているのでご留意願いたい。

また、具体的な事務取扱の留意点を規定した指針や平成18 年９月29 日障地発第0929002 号「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」についても、3 月末の発出を予定している。

４ 支給事務

（１）申請

補装具の購入、修理の支給にあたり、市町村は、身体障害者から補装具費支給申請書（別添様式例第1 号）の提出を受け、調査書（別添様式例第2 号）を作成することを、指針において規定しているところである。借受けについては、「借受けによることが適当である場合に限る」といった法の趣旨を踏まえ、支給決定に至るまでの過程で借受けの必要性を判断することとなるため、市町村は、当該申請において借受けが想定される場合は、申請者の意向をよく聴取した上で、調査書、判定依頼書（指針に規定する別添様式例第3 号）に申請者の意向を記入する等により、更生相談所等との連携に努めるようお願いする。

P８

（２）判定

当該申請について、市町村が借受けの検討が必要と判断した場合は、更生相談所等が必要性を判断することを想定しているところであり、更生相談所等は、購入の場合と同様に医学的判定を行い、「１ 借受けの基本的な考え方」で示したとおり、障害者総合支援法施行規則に規定する予定の「借受けによることが適当である場合」に該当するかどうかを判断することになる。なお、借受けによることが適当と判断した場合は、判定書（身体障害者福祉法施行規則（昭和25 年厚生省令第15 号）別表第1 号）に、想定される借受け期間、使用効果等を記載し、市町村に判定結果を送付することとする。

また、市町村は、身体障害児・者に関わらず、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合に、更生相談所に助言を求めることとしていることに鑑み、借受けの判定にあたっては、更生相談所の医学的判定を求めることが望ましい。

また、市町村が借受けを想定した判定依頼をしていない場合においても、更生相談所が判定の過程で借受けによることが適当と判断できる場合は、借受けの必要性を判定し、想定される借受け期間、使用効果等を判定書に記載することにより、市町村に判定内容を伝達することが望ましい。

（３）支給決定

義肢、装具、座位保持装置の完成用部品以外の箇所については「購入」として支給決定し、借受けが必要な完成用部品についてのみ、「借受け」として支給決定する。その他の補装具のうち、借受けの対象となる補装具については、「借受け」として支給決定する。

１つの部品に係る借受けについて、交換までの期間は、最長１年を原則とするが、必要があれば概ね１年ごとに再度判定を行うことにより、最長３年程度とすることを可能とすることを想定している。支給決定にあたっては、耐用年数や想定される使用期間等を踏まえ、借受けの必要性を判断することが必要である。

借受け中の補装具の修理が必要となった場合は、当該月について修理基準で規定する

額を借受け費として支給決定することを想定している。

また、支給決定にあたっては、①借受け対象の用具 ②想定される借受け期間 ③想

定される借受けの効果について、申請者に十分説明することが必要である。

（４）補装具費の支給

補装具費の支給は、購入と同様の手順となる。ただし、借受けに係る補装具費は、借受け期間中は毎月支給することになる。

初回は従来通り申請、判定、支給決定を行った上で補装具費を支給する。２月目以降は、申請者又は代理受領を行う事業者からの請求をもって、借受けに係る補装具費を支給する。支給決定時に想定した借受け期間が終了した場合は、改めて更生相談所等により必要性を判断することになるため、判定、支給決定を行った上で、補装具費を支給する。

P９

（５）支給決定期間終了後の取扱い

支給決定時に想定した期間が終了した場合は、購入が可能か、借受けを継続するかを勘案して、再度支給決定を行う。その際は、（２）と同様、更生相談所の医学的判定に基づくことが望ましい。

＜照会先＞

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室 社会参加支援係

hosougu@mhlw.go.jp